

# 労働基準法施行規則第35条専門検討会報告書の概要

## 検討会の開催経緯・目的

- 「労働基準法施行規則第35条専門検討会」は、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表第1の2に掲げる業務上疾病の範囲について、昭和53年以降、定期的に医学的な検討を行っているもの。（前回は平成20～21年度に開催。）
- 前回の検討会以降の新たな医学的知見の状況を踏まえ、別表第1の2に新たに追加すべき疾病があるか否かを検討。

## 主な検討疾病

「化学物質による疾病に関する分科会」で検討した疾病

- ① 労働安全衛生法施行令別表第9に掲げられた安全データシート<sup>1</sup>の交付義務のある化学物質（640物質）のうち、別表第1の2に規定されていない48物質による疾病
- ② ILOの職業病の一覧表の改訂（平成22年）により、新たに追加された9疾病のうち、別表第1の2に規定されていない「化学的因子による疾病」（3疾病）、「職業上のがん」（4疾病）
- ③ 平成15年の本検討会報告書で、長期的ばく露による慢性影響が明らかでない等として別表第1の2に追加する必要があるいとされた「化学的因子による疾病」（4疾病）、「職業上のがん」（1疾病）
- ④ 理美容の業務において使用されている化学物質のうち、分科会が選定した2物質による接触皮膚炎

「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」で検討した疾病

## 検討結果

### 労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)別表第1の2を以下のとおり改正

- ① 第4号3「すず、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患」に以下の疾病を追加
  - ・ **テレピン油にさらされる業務による皮膚疾患**
- ② 第7号「がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病」に以下の3疾病を追加
  - ・ **ベリリウムにさらされる業務による肺がん**
  - ・ **1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん**
  - ・ **ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん**

※ その他、平成8年3月29日労働省告示第33号（労働基準法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）並びに厚生労働大臣が定める疾病を定める件）を改正し、17物質による疾病を追加

## 検討結果に基づき追加する疾病

### ○ 労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)別表第1の2の改正

- ① 第4号3「すす、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患」に以下の疾病を追加
  - ・ テレピン油にさらされる業務による皮膚疾患【分科会検討事項①】
- ② 第7号「がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病」に以下の3疾病を追加
  - ・ ベリリウムにさらされる業務による肺がん【分科会検討事項②】
  - ・ 1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん
  - ・ ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん

### ○ 平成8年3月29日労働省告示第33号(労働基準法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)並びに厚生労働大臣が定める疾病を定める件)の改正

以下の17物質による疾病を追加【6以外は分科会検討事項①、6は分科会検討事項③】

1	アジ化ナトリウム	頭痛、めまい、嘔吐、気道障害 等
2	インジウム及びその化合物	肺障害
3	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	皮膚障害
4	過酸化水素	皮膚障害、前眼部障害 等
5	グルタルアルデヒド	皮膚障害、前眼部障害 等
6	タリウム及びその化合物	頭痛、めまい、嘔吐、皮膚障害 等
7	テトラメチルチウラムジスルフィド	皮膚障害
8	N-(トリクロロメチルチオ)-1,2,3,6-テトラヒドロフタルイミド	皮膚障害
9	二亜硫酸ナトリウム	皮膚障害、気道障害
10	ニッケル及びその化合物	皮膚障害
11	ヒドロキノン	皮膚障害
12	1-ブロモプロパン	末梢神経障害
13	2-ブロモプロパン	生殖機能障害
14	ヘキサヒドロ-1,3,5-トリニトロ-1,3,5-トリアジン	頭痛、意識喪失を伴う痙攣 等
15	ペルオキシ二硫酸アンモニウム	皮膚障害、気道障害
16	ペルオキシ二硫酸カリウム	皮膚障害、気道障害
17	ロジウム及びその化合物	皮膚障害、気道障害

労基則別表第1の2と平成8年労働省告示第33号の関係について  
(傍線は、今回追加するもの)

別表第一の二

一～三 (略)

四 化学物質等による次に掲げる疾病

1 厚生労働大臣の指定する

単体たる化合物及び化合

物(合金を含む。)であつて、

厚生労働大臣が定めるもの

2 (略)

3 すす、鉱物油、うるし、テ

レピン油、タール、セメント、

アミン系の樹脂硬化剤等に

さらされる業務による皮膚

疾患

4～9 (略)

七・六 (略)

がん原性物質若しくはがん

原性因子又はがん原性工程

における業務による次に掲

げる疾病

1～5 (略)

6 ベリリウムにさらされる

業務による肺がん

7～10 (略)

11 1,2-ジクロロプロパン

にさらされる業務による

胆管がん

12 ジクロロメタンにさらさ

れる業務による胆管がん

13～21 (略)

八～十一 (略)

平成八年労働省告示  
第三十三号

別表第一の二第四号1の  
内容を表で規定するもの。

今回の改正により、新た  
に17物質及びその物質が原  
因で起こる疾病を追加。

(参考:追加する物質名)

- ・ アジ化ナトリウム
- ・ インジウム及びその  
化合物
- ・ ニ・三エポキシプロ  
ピルリフエリエー  
テル
- ・ 過酸化水素
- ・ グルタルアルデヒド
- ・ タリウム及びその  
化合物
- ・ テトラメチルチウラ  
ムジスルフィド
- ・ N-(トリクロロメチ  
ルチオ)-1,2,3-  
ホキサトロンピトロフ  
タルイミド
- ・ 二亜硫酸ナトリウ  
ム
- ・ ニッケル及びその化  
合物
- ・ ピロキノン
- ・ 1-フロモプロパン
- ・ 2-フロモプロパン
- ・ ヘキサピトロ-1,3-  
五トリニトロ-1-  
三・五-トリアジン
- ・ ペルオキシ二硫酸ア  
ンモニウム
- ・ ペルオキシ二硫酸カ  
リウム
- ・ ロジウム及びその化  
合物